

税の申告をお忘れなく

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各種申告書等の郵送によるご提出にご協力をお願いします

★事業主の方は給与支払報告書の提出をお忘れなく

令和4年度(令和3年分)の給与支払報告書は、1月31日(月)までに市役所北庁舎5階市民税課へ提出してください。なお、給与支払報告書には、本人、控除対象配偶者および扶養親族のマイナンバーの記載が必要となります。問市民税課☎214・1009

★申告により市県民税の住宅ローン控除の適用を受ける方へ

所得税の確定申告をすることにより市県民税に適用されますので、市への申告は不要です。所得税の住宅ローン控除の適用を受ける最初の年分は、必ず「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」を添付して税務署へ確定申告をしてください。

2年目以降の適用を確定申告により受ける場合は、確定申告書第2表「特例適用条文等」欄に、必ず居住開始年月日等の必要事項を記載してください。

問市民税課☎214・8637(青葉区・泉区)、☎214・8638(宮城野区・若林区・太白区)

★特定配当等に係る所得金額または特定株式等譲渡所得金額の申告のお知らせ

◆配当割額控除または株式等譲渡所得割額控除の適用を受ける方へ

市県民税で配当割額控除または株式等譲渡所得割額控除の適用を受ける場合には、納税通知書が送達されるときまでに申告する必要があります。所得税の確定申告書を提出する方は、確定申告書第2表の住民税に関する事項の該当欄に必要事項を記載してください。

◆課税方式の選択には申告が必要です

所得税と異なる課税方式を選択する場合は、確定申告書第2表の住民税に関する事項に必要事項を記載するか、市へ「市民税・県民税申告書付表(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用)」の提出が必要です。納税通知書が送達されるときまでに提出されない場合、課税方式の選択はできなくなりますので、必ず期限までに提出してください。市民税・県民税申告書付表の様式は市ホームページからダウンロードできます。

問市民税課☎214・8637(青葉区・泉区)、☎214・8638(宮城野区・若林区・太白区)

★償却資産(固定資産税)の申告は1月31日まで

1月1日現在で市内に固定資産税の課税対象となる償却資産(事業用の機械・備品・構築物等)をお持ちの法人または個人の方は、1月31日(月)までに市役所北庁舎1階資産課税課に申告が必要です。申告期限前は窓口が混みますので、お早めに申告をお願いします。申告書の書き方等については、市ホームページでもご覧いただけます。なお、申告書が届いていない場合は、お問い合わせください。問資産課税課☎214・8619

★令和3年分所得税の確定申告が始まります

◆スマートフォンやタブレット端末から確定申告をお願いします

確定申告の時期は、税務署や申告書作成会場が大変混雑します。スマートフォン(読み取り機能付き)でマイナンバーカードを読み取るか、税務署で発行したIDとパスワードがあれば、自宅等でスマートフォンやタブレット端末から電子申告(e-Tax)で確定申告書を提出できます。詳しくは国税庁ホームページ<https://www.nta.go.jp/>をご覧ください。

◆申告書作成会場を開設します

開設日時		会場	
2/1(水)～3/15(水)	9:00～17:00	土・日曜日、祝日を除く。ただし、2/20(日)・27(日)は開設	仙台北税務署(青葉区上杉1-1-1) 仙台中税務署(若林区卸町3-8-5) アズテックミュージアム(太白区中田町字杉ノ下18)
2/7(月)～3/15(水)	9:00～16:00		

●会場の混雑緩和のため、入場には入場整理券が必要です。混雑状況によって、後日の来場をお願いする場合があります。入場整理券の配布方法等、詳しくは国税庁ホームページ<https://www.nta.go.jp/>をご覧ください

◆医療費控除を受けられる方へ

医療費控除を受けの際は、「医療費控除の明細書」を作成して提出する必要があります。領収書の添付または提示では控除は適用されません。なお、領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

問仙台北税務署☎222・8121、仙台中税務署☎783・7831、仙台南税務署☎306・8001

★税理士会による確定申告の無料相談会(予約制)

●期日＝2月5日(土)・11日(祝)・19日(土) ●会場＝東北税理士会館(若林区新寺1-7-41) ●対象＝年金や給与所得がある方および小規模な個人事業経営者(ただし、土地・建物・株式等の譲渡所得のある方、相続・贈与の相談を除く) 申1月26日から2月18日まで予約専用電話☎050・2018・1150(9:30～16:30受け付け。土・日曜日、祝日を除く)で 問東北税理士会☎293・0503

★市県民税の納期限は1月31日です

市県民税第4期分は、お近くの金融機関などで1月31日(月)までに納めてください。口座振替をご利用の方も1月31日(月)に振り替えになります。

問収納管理課☎214・1010

★市税の納税が困難な方はご相談ください

新型コロナウイルスの影響で、収入に相当の減少があり、納期限までに納付または納入が困難な方を対象に、納税の相談を受け付けています。猶予制度を利用できる場合もありますので、お問い合わせください。

問北徴収課【青葉区】☎214・8152【泉区】☎214・5027、南徴収課【宮城野区・若林区】☎214・8153【太白区】☎214・8154

★振り込み詐欺にご注意ください

税務職員が、還付金の受け取りなどのために現金自動預払機(ATM)の操作を求めることはありません。不審に感じたときは、即答せずにお問い合わせください。

問税制課☎214・8622

日時	内容等	会場等	対象
①1/26(水) 13:00～2/28(月)13:00	税務に関するセミナー	オンライン配信	起業の予定がある方、起業後間もない方①20人②10人(いずれも先着)
②2/9(水) 18:00～20:30	法務に関するセミナー	アエル7階	

起業時に必要な手続きや、税金・経理、契約等を学びます。

●日時＝1月15日(出)・16日(日)午後1時～3時15分 ●1月14日までに要申し込み。詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。問介護保険課☎214・8246

「起業家セミナー」起業してからあわてない!起業創業にかかわる知識と手続き」

名称	所在地等
杜の都献血ルームA・O	青葉区一番町4-9-18
B・A	青葉区TICビル6階 ☎738・9101
献血ルームアエル20	青葉区中央1-3-1 ☎711・2090

年、若年層の献血協力者が大きく減少しています。輸血を必要とする方のため、ぜひ献血にご協力ください。

問健康安全課☎214・8461

エイズ・梅毒・クラミジア検査

検査	日時	会場	定員	検査結果
エイズ・梅毒即日検査	夜間検査 2/25(金) 17:00～19:00	休日検査 2/5(土) 13:30～15:00	2/3(水) 17:30～19:00	本人に知らせし
夜間エイズ・梅毒・クラミジア検査	健康相談所 興生館(青葉区宮町1-1-5)	青葉区役所	各20人程度【先着】	後日直接本人にお知らせします

採血後約1時間ほどでお知らせします(判定保留の場合は、後日お知らせします)

●匿名で受けられます ●予約制 申検査日の1カ月前～前日までの平日午後1時～4時に予約専用電話☎090・4478・4

高額療養費の支給制度をご利用ください

国民健康保険・後期高齢者医療制度では、個人または同一世帯の方が同月に支払った一部負担金の額(70歳未満の方は1件2万1000円以上のものに限る)の合計が自己負担限度額を超えたとき、超過額を払い戻す高額療養費支給制度があります(入院中の食事代や保険外診療は対象外)。

●該当する世帯には、診療を受けたおむね4カ月後に支給します。原則として以前支給した口座に振り込みますが、初めて該当する世帯等は、診療を受けたおむね3カ月後に申請書をお送りします。●70歳以上の方(現役並み所得者がいる世帯と非課税世帯の方を除く)で、令和2年8月から令和3年7月までに外来診療分で支払った一部負担金の合計額が年間の自己負担限度額(14万4千円)を超えた場合も通知しますが、途中で医療保険が変わった方で、該当すると思われるのに通知が届かない場合はお問い合わせください。問保険年金課☎374・667

大雪への備えと対策を万全に

これから本格的な雪が降る季節を迎えます。皆さんの安全を守るため、次の点にご注意・ご協力をお願いします。

- ①テレビ・ラジオ等により気象情報を確認しましょう
 - ②大雪時は足元が滑りやすくなるので、けがや事故に十分注意し、不要不急の外出は控えください
 - ③消火活動に支障が出る場合があるため、自宅近くの消火栓周辺の除雪にご協力をお願いします
 - ④交通障害や事故を誘発する原因となるため、道路に雪を捨てないでください
 - ⑤除雪作業の障害となるため、路上駐車をしないようご協力をお願いします
- 問①②危機対策課☎214・3049③消防局警防課☎234・1111④⑤道路保全課☎214・8381

除雪作業へのご理解とご協力をお願いします

除雪車は路面の雪を道路脇に寄せるため、通った後は門前に雪が残りますので、ご理解をお願いします。また、高齢者世帯など雪で困っている方には、地域での助け合いをお願いします。問道路保全課☎214・8381

18歳以下の子どもを対象に給付金を支給します

子育て世帯への支援として、次のいずれかに該当する、所得が児童手当の所得制限限度額未満の世帯等に対し、国の制度として、児童1人につき給付金10万円を支給します。

- ①令和3年9月分(令和3年9月生まれの新生児は10月分)の児童手当受給者
- ②令和3年10月1日～令和4年3月31日に生まれた新生児の児童手当受給者
- ③平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童を養育している方

●申請期限＝2月28日(令和4年2・3月に生まれた新生児の児童手当受給者に該当する方は4月28日) ●対象と成り得る世帯に対して申請書を発送します(①②に該当する公務員の方および③に該当する方のみ申請が必要です) ●申請方法＝申請書(市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入の上郵送 ●親族からの暴力等を理由に避難している方も給付を受けることができます(一定の要件有り)

※掲載内容は12月16日現在。最新情報や手続き方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。子育て世帯臨時特別給付金コールセンター☎200・2609(8:30～18:00。12/29(水)～1/3(月)を除く)までお問い合わせください